

# 津市緊急告知ラジオ貸与事業実施要綱

平成29年8月1日訓第77号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における避難行動要支援者（津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）等への情報伝達を的確に行い、適切な避難行動に資するため、緊急告知ラジオ（三重エフエム放送株式会社が実施する緊急放送によって自動起動するラジオをいう。以下同じ。）を貸与することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (貸与機器)

第2条 貸与する機器は、次のとおりとする。

- (1) 緊急告知ラジオ
- (2) その他市長が必要と認める機器

## (対象者)

第3条 前条各号に掲げる機器（以下「緊急告知ラジオ等」という。）の貸与を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者のうち、本市が提供する別表に掲げる災害時の情報伝達手段をもってしてもなお災害情報が得られないものとする。

- (1) 避難行動要支援者
- (2) 避難支援等関係者（条例第2条第1号に規定する避難支援等関係者をいう。）
- (3) その他市長が必要と認める者

## (貸与台数)

第4条 緊急告知ラジオの貸与台数は、対象者1人につき1台とする。ただし、同一世帯に対象者が複数いる場合は、当該世帯につき1台とする。

## (申込み)

第5条 緊急告知ラジオ等の貸与を受けようとする者は、緊急告知ラジオ貸与申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、代理人に行わせることができる。この場合にお

いて、代理人は、その資格を証する書面を提示しなければならない。

(受領)

第6条 緊急告知ラジオ等の貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、緊急告知ラジオ受領書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(費用の負担)

第7条 緊急告知ラジオ等の貸与は、無償とする。

(管理責任)

第8条 使用者は、緊急告知ラジオ等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- (2) 使用に伴う電気料金及び乾電池に要する費用を負担すること。
- (3) 第三者に譲渡し、転貸し、又は売却しないこと。
- (4) 緊急告知ラジオ等の改造等の原型を変える行為をしないこと。

2 使用者は、緊急告知ラジオ等に亡失、破損、故障等の事故が発生したときは、緊急告知ラジオ事故報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 前条第2項の事故が使用者の故意又は過失によって生じたときは、使用者は、その修理等に係る損害を賠償しなければならない。

(返却)

第10条 使用者が対象者に該当しなくなった場合は、速やかに緊急告知ラジオ等を返却しなければならない。

2 前項の場合において、使用者は、緊急告知ラジオ等を返却しようとするときは、緊急告知ラジオ返却届（第4号様式）を市長に提出するものとする。自主的に返却しようとする場合も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 緊急告知ラジオ等の貸与に必要な準備行為については、この訓の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

同報系防災行政無線放送、津市防災情報メール、ファックス送信サービス、緊急速報メール
---

第1号様式（第5条関係）

緊急告知ラジオ貸与申込書

年　　月　　日

(宛先) 津市長

(〒　　)

(申込者) 住所

氏名

印

電話

(代理人) 住所

氏名

印

電話

津市緊急告知ラジオ貸与事業実施要綱第5条第1項の規定により、緊急告知ラジオ等の貸与を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

また、申込みに当たって、申込者の情報を市関係部署に照会することに同意します。

貸与対象となる事由（該当する事由に○印をしてください。）	避難行動要支援者区分	(1) 65歳以上の世帯に属する者で、介護保険の要支援又は要介護認定を受けているもの
		(2) 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者
		(3) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃額区分が第1種である者
		(4) 療育手帳（A1又はA2）の交付を受けている者
		(5) 精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）の交付を受けている者
		(6) 障害者総合支援法の障害福祉サービス（同行援護又は行動援護）を受けている難病患者
添付書類	避難支援等関係者区分	(1) 自主防災会員
		(2) 自治会員
		(3) 民生委員
		(4) 消防団員

第2号様式（第6条関係）

緊急告知ラジオ受領書

年　　月　　日

(宛先) 津市長

(〒　　　　　　)

(受領者) 住所

氏名

印

電話

(代理人) 住所

氏名

印

電話

次のとおり、緊急告知ラジオ等を受領しました。

緊急告知ラジオ 管理番号	
受領日	年　月　日
緊急告知ラジオ 設定地域	津・河芸　久居・香良洲 芸濃・安濃・美里　一志・白山・美杉
貸与機器	緊急告知ラジオ その他 ( )

第3号様式（第8条関係）

緊急告知ラジオ事故報告書

年　月　日

(宛先) 津市長

(〒 )

(使用者) 住所

氏名

印

電話

(代理人) 住所

氏名

印

電話

次のとおり、緊急告知ラジオ等に事故が発生しましたので報告します。

緊急告知ラジオ管理番号	
事 故 発 生 日	年 月 日
事 故 内 容	亡失・破損・故障・その他( )

第4号様式（第10条関係）

緊急告知ラジオ返却届

年　　月　　日

(宛先) 津市長

(〒　　　　　　)

(使用者) 住所

氏名　　　　　　　印

電話

(代理人) 住所

氏名　　　　　　　印

電話

次の事由により返却します。

返却事由	
緊急告知ラジオ管理番号	